

# 第5 1回議会運営委員会記録

令和7年5月19日

【開催日】 令和7年5月19日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時56分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【執行部出席者】

総務部長	辻村征宏		
------	------	--	--

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹

【審査内容】

- 1 令和7年第2回（6月）定例会に関する事項について
- 2 一般質問等に係る議員の対応に関する申入れについて
- 3 全員協議会の開催日時の確認について
- 4 その他

---

午前10時 開会

---

宮本政志委員長 おはようございます。ただいまから第51回議会運営委員会を開催いたします。本日の付議事項についてです。1点目、令和7年第2回（6月）定例会に関する事項についてです。高松議長、どうぞ。

高松秀樹議長 この次第を見ると、付議事項1は6月定例会に関する事項ですが、その中に8番目として「陳情・要望書等の取扱いについて」が、9

番目に「エコスタイルについて」が入っています。これは定例会に直接関する事項ではないような気がするので、別立てにして審査されたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

宮本政志委員長 議長がおっしゃるように、定例会に関する事項かと言うと…御指摘の（８）、（９）ですね。事務局に確認します。今の議長の御指摘はごもつともかと思えます。特にこの陳情書の関係もいろいろ改善点が出てきそうな気がします。それも含めて事務局の見解をお聞きしてもいいですか。

中村議会事務局次長 議長の御指摘は、付議事項１の中にある（８）陳情・要望書等の取扱いについて主におっしゃったと思われます。よく見ると、（９）エコスタイルについても、定例会に関する事項というよりは、このたびの定例会をこの時期開催するためにここに入れているものと思われます。なので、事務局としては、別立ての付議事項にすべきではなかったかと考えます。大変失礼いたしました。今後、気をつけて対応したいと思ひます。あわせて、それを変更することによって、ホームページ上の付議事項は、この大きい数字の付議事項の１、今回でいうと２一般質問等に係る議員の対応について申入れ、それから３、４を載せていますから、その辺りの表記も今後きちんと直していくということで、事務局で統一したいと思ひます。ただ、難しいのは、このたびは請願が出ておりませんけど、請願は本会議で審議するものになると思ひますので、請願は付議事項１の一部に入ってこようかと思ひます。陳情が外れるということになりますと、ホームページの表記においては、請願や陳情の細かい表記はないような形式になろうかと思ひますけど、そこは事務局できちんとした統一見解を持って今後処理に当たりたいと思ひます。

宮本政志委員長 その辺りは事務局のほうでお願いします。

中村議会事務局次長 いいやり方をきちんと検討して、市民の皆さんが納得で

きるようなものにしたいと思います。

宮本政志委員長 分かりました。議長、事務局、ありがとうございます。

中村議会事務局次長 事務局できちんと検討して、もしそれが正しいということになれば、ホームページの付議事項を今回分から修正したく思います。過去の全てを修正するのは難しいですが、今日の会議のことですから、すぐに修正してアップロードし直そうと思います。

宮本政志委員長 その辺りについて、議長とすり合わせていただいて、変更が必要であれば議会運営委員会としては変更していただいて問題ありませんので、お願いします。議長、ありがとうございました。それでは、付議事項1点目に入っております。本日の委員会は、取りあえず（1）から（9）までということで、事務局から説明していただきましょう。

岡田議会事務局議事係長 それでは、付議事項1、令和7年第2回（6月）定例会に関する事項について御説明します。まず（1）の会期案についてから（7）議事日程についてまでを一括して御説明します。（1）会期は5月23日金曜日から6月20日金曜日までの29日間とします。今回の議案等については、資料1を御覧ください。市長提出案件として議案が11件、同意が4件、報告が3件あります。議案の所管委員会ごとの件数については、総務文教常任委員会所管が2件、民生福祉常任委員会所管が4件、産業建設常任委員会所管が4件、一般会計予算決算常任委員会所管が1件となります。また、そのほかに行政報告が1件あります。（2）市長の就任挨拶は、4年前と同様に、このたびも行いたいという市長の御意向を確認しております。本会議の開会宣言後に行うことになろうかと思えます。（3）執行部出席者のうち、異動のあったものの自己紹介を行います。こちらは申し合わせ事項131により行うこととなります。参考までに掲載しておりますので、御覧ください。（4）宇部山陽小野田消防組合議会の報告。こちらは申し合わせ事項44によ

り行うこととなります。こちらも参考までに掲載しておりますので御覧ください。なお、このたびは岡山議員が報告されるとお聞きしております。（５）人事案件につきましては、申し合わせ事項６２により行うこととなります。こちらも参考までに掲載しておりますので御覧ください。なお、通例では、同意が得られましたらその後に挨拶をしていただいております。そして（６）選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙については、選挙管理委員４人及び補充員４人の任期が令和７年７月５日をもって満了するため、定例会最終日に議会において選挙を行うこととなります。こちらは申し合わせ事項５０により行うこととなります。こちらも参考までに掲載しておりますので御覧ください。なお、候補者に係る資料につきましては、調整でき次第、皆様に配付させていただきます。委員の皆様におかれましては、会派間での御調整をお願いしたく存じます。なお、会派に所属されていない議員の方に対する配付の方法については、また別に御指示を頂きたいと存じます。（７）議事日程案については、資料２を御覧ください。土曜日、日曜日の休会を除いて御説明させていただきます。本会議の初日は５月２３日金曜日となります。午前１０時に本会議を開会し、市長の就任挨拶、執行部出席者のうち異動のあったものの自己紹介を行います。その後、会期の決定を行います。続いて、諸般の報告は、執行部から行政報告が１件、議会から事務報告があります。続いて、常任委員会の所管事務調査報告を行います。これは民生福祉常任委員長から申入れがあったため行うものです。続いて、先ほど説明した宇部・山陽小野田消防組合議会の報告があります。続いて、同意４件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決となります。続いて、報告３件を一括報告及び質疑となります。続いて、令和７年度施政方針並びに議案１１件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託となります。本定例会では、市長が施政方針を述べるため、翌営業日である２６日月曜日正午が一般質問通告締切りとなり、２９日９時からの議会運営委員会において、一般質問の開催日と人数の割り振りを行っていただく予定です。なお、一般質問の聞き取りは２６日月曜日及び２７日火曜日としております。また、２７日火曜日は９時から、議案

第47号の付託先となるであろう産業建設常任委員会を第1委員会室で開催する予定です。議案第47号は早期議決が必要となるため、このような日程を組んでおります。28日水曜日の休会を挟み、29日木曜日は9時から、さきに御説明した議会運営委員会を第1委員会室で開催します。その後、10時から本会議を開催し、付託案件（議案第47号）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。その後、付託先となるであろう総務文教に係る委員会、分科会及び民生福祉に関する委員会、分科会を同時開催としております。開催場所は総務文教が第1委員会室、民生福祉が第2委員会室です。30日金曜日は9時から付託先となるであろう総務文教に係る委員会、分科会及び産業建設に係る委員会、分科会を同時開催としております。開催場所は総務文教が第1委員会室、産業建設が第2委員会室です。6月2日月曜日は9時から付託先となるであろう民生福祉に関する係る委員会、分科会及び産業建設に係る委員会、分科会を同時開催としております。開催場所は、産業建設が第1委員会室、民生福祉が第2委員会室です。3日火曜日は委員会予備日です。4日水曜日及び5日木曜日の休会を挟んで、6日金曜日から10日火曜日まで、11日水曜日から13日金曜日までの休会を挟んで、16日月曜日及び17日火曜日は一般質問の予定としております。18日水曜日は10時から一般会計全体会としております。19日木曜日の議事整理のための休会を挟んで、20日金曜日は本会議最終日とし、午前10時から付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決、委員会提出議案1件を上程、提案理由の説明、質疑討論及び採決。先ほど御説明しました山陽小野田市選挙管理委員会の委員の選挙及び補充員の選挙について、並びに閉会中の調査事項についての議決となります。以上のような日程を組んでおります。（1）会期案についてから（7）議事日程についてまでの説明は以上です。

宮本政志委員長 今、岡田係長から（1）から（7）まで説明がございましたけど、意見や確認したいことはありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
岡田係長、最終日は20日ですよね。委員会提出議案の後に選挙管理委

員会の選挙という順序については、これで良かったのですか。

岡田議会事務局議事係長 この順序につきましては、特にどちらを先に行わなければならないという制約はございません。皆様に議案を議決していただくというくくりから、委員会提出議案の関係を先にしております。ですので、何か不都合や御希望があれば、この順序を逆にすることも可能です。

宮本政志委員長 その点については、皆さんの御意見をお聞きしたいです。今、岡田係長から順番には申し合わせ等の根拠はないという説明がありました。選挙は選挙管理委員会のことで、委員会提出議案は議会のことだから、順番の前後に違和感があったけど、今の岡田係長の説明でいくと、事務局としては、議案関係を先に持ってきて、その後に選挙ということでしたね。順番はこれでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

伊場勇委員 選挙管理委員会の選挙に係る候補者の資料の配付はいつぐらいになりますか。参考までに教えてください。

岡田議会事務局議事係長 先ほどの説明の中では調整し次第という表現をさせていただきますましたが、本日中には調整できる見込みです。

宮本政志委員長 そのほかの質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、冒頭に議長からの御指摘がありましたけども、本日の委員会の進め方とすれば（８）、（９）ということで扱います。（８）、（９）について、事務局の説明を求めます。

岡田議会事務局議事係長 それでは、先ほど別の付議事項として挙げる旨のお話がありました部分についてです。続きまして、陳情・要望書等の取扱いについて御説明させていただきます。こちらにつきましては、資料３を御覧ください。このたびは２件提出されております。樋口晋也様から

陳情取下書が、また、同じく樋口晋也様から陳情書（広報委員会の件）が提出されておりますので、これに係る取扱いや調査委員会の決定を行っていただきたく存じます。説明は以上です。

宮本政志委員長 まず（８）ですね。陳情・要望書等の取扱いについて、まずアのほうです。これは取下げがあったということです。こちらについて、御意見等はございますか。

伊場勇委員 この陳情取下書については、この陳情を出した方の考えや思いが記載されておりますので、そのまま取下げということで承認してよろしいと思います。

岡田議会事務局議事係長 こちらの陳情取下書に関しては、陳情を取り下げたい旨の新たな陳情という取扱いになりますので、委員会が調査することが適当と存じますので、調査委員会を決めていただきたいと存じます。

宮本政志委員長 取下げがなかったら、産業建設常任委員会が陳情の回答を出さないといけないよね。そのために産業建設常任委員会は委員会を開いていく予定だったと思うんですけど、取下げを扱うという流れになりますね。

伊場勇委員 理解しました。そういうことでしたら、この陳情取下書は産業建設常任委員会にお願いしたいと思います。

宮本政志委員長 今、伊場委員から、陳情取下書は産業建設のほうでということでしたが、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、続きまして、イの陳情書（広報委員会の件）について、御意見はございますか。

伊場勇委員 広報特別委員会に回してよろしいと思います。

大井淳一郎委員 調査委員会は、広報特別委員会がいいと思います。これは恐らくメールを加工したものなのですが、このような形式でも陳情書は大丈夫なのかということを確認したいと思います。

中村議会事務局次長 件名、要旨、理由、日付、陳情者の住所氏名と様式が整っていればということです。件名は若干分かりにくいところがあるかもしれませんが、要旨と理由としては、ここに書いてある四つがありますので、整っていると判断しております。

宮本政志委員長 中村次長から説明がありました。陳情書の書面について、日付が16日となっていて、今日の議会運営委員会は19日ですから、その辺の物理的なものもあって、ただ、陳情の要件はそろっているので受理したということですね。大井委員、大丈夫ですか。

大井淳一郎委員 これはこちらからこうなさいというのが多分ないので、言えないところもあるんですが、形式が整った上でということで受理されていると考えます。

宮本政志委員長 笹木委員、大井委員と伊場委員は広報特別委員会のほうで審査ということですが、よろしいですか。

笹木慶之委員 広報特別委員会の取扱いで。

宮本政志委員長 委員の皆さん、陳情が出てくる経緯となった委員会の録画は見られましたか。見ておられますよね。少し異例になるかもしれませんが、今回、一般質問を行った議員が一般質問後にユーチューブ動画で発言するということが前提で、そのことについて広報特別委員会で議論が交わされて、それを踏まえて陳情につながっています。なぜ一般質問の前後に議員がユーチューブ動画を作成するのか、それを今するのか、あるいはどういったことが必要なのか、広報特別委員会の録画を見てお

りますと、全く議論にすらなっていないようなひどい委員会だったと思  
いました。だから、こういう陳情が出てしまうこと自体が果たしていい  
のかということがありますので、ぜひ各会派で話し合ってください。う  
ちは会派制をしいていますので。大井委員のみらい21には、たしか広  
報特別委員はいなかったと思うんです。至誠一心会と創政会には、会派  
の中に広報特別委員がいますね。この陳情の願意や趣旨、今後どうやっ  
ていくべきかということを広報特別委員会でしっかり回答を出すわけ  
ですから、これを会派がそのまま見過ごして委員に任せきりにして、また  
とんでもない議論になって、また陳情の繰り返しとなると、本当に議会  
として恥ずかしいことですから、至誠一心会と創政会は会派内でしっか  
り議論してください。笹木委員、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
よろしく申し上げます。

高松秀樹議長 質問です。これはもともとメールで来た質問書ですね。質問書  
と陳情書のすみ分けをどういうふうにお考えになっているのか。恐らく  
事務局の見解になると思いますけど。

宮本政志委員長 事務局、これは先ほどの大井委員の御指摘どおり、最初は意  
見書としてメールで来ていて、だから最初は陳情書としては来ていなか  
ったですね。議長が言われた質問書と陳情書の違いについて——そもそ  
もこれはどういう経緯で陳情書になったのですか。最初から陳情書であ  
ったわけではないですよ。その辺りも踏まえて聞いてもいいですか。  
（発言する者あり）そうすると、議長がおっしゃった質問書と陳情書の  
違いを言っていた方が委員の皆さんも分かりやすいですよ。時  
間を置きましょう。暫時休憩します。

---

午前10時25分 休憩

---

---

午前10時45分 再開

---

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほどの議長の質問について、事務局の見解はまとまりましたか。

岡田議会事務局議事係長 お時間を頂きまして、失礼いたしました。先ほど議長から御質問いただいた質問書と陳情書の違いについては、その内容に議会に何かをしてほしいという願意があれば、陳情書、質問書、要望書、申入書など、ほかにも名称はたくさんあると存じますが、そういった名称のいかんにかかわらず、広義、広い意味での陳情書に該当すると考えております。

宮本政志委員長 委員の皆さん、岡田係長が事務局の見解を述べましたが、何か御意見はございますか。

伊場勇委員 意見です。陳情書は件名、要旨、理由、住所、氏名、日付があれば、要件がそろうんですけれども、このたびメールで来たものについては、いろいろ書き足されたり修正されたりしたと。この点について、質問書と陳情書の違いというか、その取扱いについては定めがないので、事務局が明確に区別して対応することができる場合はいいですけど、できない場合もあるかと思えます。その辺については、市民に対して分かりやすい定めが必要じゃないかと考えております。

宮本政志委員長 伊場委員から、どの辺りをどこまでかは別にしまして、ある程度のルール作りが必要じゃないかという意見が出ております。至誠一心会、みらい21はどう思われますか。笹木委員、いかがですか。

笹木慶之委員 これは大変難しいところがあることはあるんだけど、そもそも論で、行政目的そのものによって動いていること、それから、それによって手続が正確に動いていること等々があるわけです。先ほど事務局から話がありましたように、願意があれば広義に解釈するという手続論もあるわけです。ですから、その辺りはやっぱり合わせて判断せざるを得

ないと。だから、願意を尊重しながら広義の意味合いで検討するという  
ことで。とは言いながら、書式をきちんと整えてほしいとは思いますが。

宮本政志委員長 そうすると、やっぱりある程度のルールというか、定義づけ  
は非常に難しいけど、ある程度ルールを固めていかないといけないと。  
伊場委員の意見と一緒にですね。大井委員はどうですか。

大井淳一郎委員 ホームページを見ると、請願書、陳情書の書き方というこ  
とで、請願書の例が書いてあります。これは恐らく便覧215ページを引  
用したものです。便覧216ページには陳情書の表紙と本文が書いてあ  
って、ほぼ同じ形で書いてあり、こういう形で書くという指針がありま  
す。これ以外に厳格なルールがないということで今回のメールを加工し  
たものが通ったという経緯がありますので、その辺りの検討が必要では  
ないのかと思っております。たしかに、僕もよく分かってはいないです  
けど、もう少し細かく何か書いていたような気がします。広義の意味で  
願意が酌み取れるのであれば、質問書も陳情書として扱うという事務局  
の見解については特に異論はありません。

宮本政志委員長 今の点については、今後の議会運営委員会で扱っていきまし  
ょう。議長、そのほかにはよろしいですか。

高松秀樹議長 その点はいいです。もう1点。これは事務局が受理したもので  
す。一般的に議長はいつも議長室にいるわけではないので、事務局が受  
理するんです。提出されたら受理せざるを得ないと思うんです。そのと  
きに、今回はメールで送られてきたものを手書きで修正して、例えば、  
「担当者様」のところを二重線で消して「山陽小野田市議会議長高松秀  
樹様」とし、「陳情書」という主題と日付を手書きで書いているという  
状況です。これは受理するときには陳情者に対して、事務局から、もう少  
しきちんとしたものを出すようお願いすべきだったのではないのかと  
思います。もともとメールで送付された文書に対して、恐らく事務局に

来られて手書きで書かれていると思うんですけど、いかがなものかなと思います。今後にこういうのが出たときは、例えば、議長が不在のときは一報連絡していただくなどしてもらったほうがいい気がします。いかがですか。

中村議会事務局次長 以後の受理時の取扱いについては、議長が申したような改善をすぐにしたいと思います。申し訳ありませんでした。

宮本政志委員長 例えば陳情者が陳情書を持ってきましたと。議長に確認の一報するようにと議長が言われました。仮に議長にすぐに連絡が取れなかった場合に、何かその陳情書の扱いとか陳情者に対して不都合が出るのかな。もしその辺りがあるんだったら、先ほどの件も踏まえて、いろいろ議会運営委員会で議論しますが、どうですか。

中村議会事務局次長 懸念されるのは、受理の期日のことです。本市議会の取扱いでは、申し合わせ上、定例会に関する議会運営委員会の前日までに来たものをその定例会において処理するとなっています。だから、このたびでいうと期日が18日ですので、16日に出てくるような案件で議長に連絡が取れないときの取扱いというのが、委員長が想定されていることかと思います。議長がおっしゃるような事態がもし今後発生すれば、速やかに陳情者に対してこういう理由で預かりの状態になっているということを伝えていくというルールが必要になってこようかと思います。

宮本政志委員長 前日に受理という形が取れなかった場合は、緊急性があるので、その辺りは今後の議会運営委員会でもんだほうがいいのか。どう思いますか。そこまでは難しいですか。その辺りは議会運営委員会で議論していきましょう。やっぱり陳情者としたら、意見書でも質問書でも出してこられる方にとっては、時間に余裕があるときもあれば、急ぎでという場合もあると思います。こちらのルールによって先延ばしになる

と意味合い自体も変わってきます。

中村議会事務局次長　そこも含めて、事務局でもしっかりした見解を持ちつつ、議長ともよく相談しながら進めたいと思います。このたびはメールで来たものを手書したもので、少しいびつに見えるんですけども、先ほど岡田が申したとおり、形式的な要件が整っている、願意が酌み取れるというところから受理したというところは、事務局の見解としては変わっていないです。以後検討すべきところは先ほど議長からアドバイスがあったとおりということで認識しておりますので、このたびのメールで来て手書きなんですけれども、実際は内容全てがメールで送付されて、要件としては記名押印か署名になっておりますから、署名部分だけ自筆になることは可能性としてはあるということで御認識いただければと思います。なので、多少いびつではあるんですけども、このたびは様式としては整っているというその面から判断したということで御理解いただきたいと思います。

高松秀樹議長　だから、事務局は様式が整っておけば受理せざるを得ないんです。しかしながら、記名の場合は押印が要るんですよ。だから今回はわざわざ記名を訂正して署名しているんです。こういう形で受け取らざるを得ないんですけど、議会運営委員会の議題として挙がるわけですよ。議会運営委員会が送付先を決めるときに、議会運営委員会の中で「いやいや、これは駄目ですよ」という判断を今後はしていかなければならないと。事務局は判断できないはずなんですよ。だから、ここは自動的に送付するんじゃなくて、きちんと中身を見ながら、いくら様式が整っているからといって全部通すわけではないということを議会運営委員会の皆さんにも確認していただきたいと思います。

宮本政志委員長　今の議長の御指摘に対しても議論に入っていきます。扱う、扱わないとここで決めるときには、何をもってそうするのかという定義が要りますので、その辺りも各会派で持ち帰っていただきます。こ

これは非常に重要と思います。今後もこういうことが出ると思いますので、今後の議会運営委員会でしっかりもんで、結論を出していきましょう。陳情書（広報委員会の件）については先ほど広報特別委員会に振ったわけですから、この陳情書を扱うということは変わりません。議長、よろしいですか。（うなづく者あり）委員、事務局も、陳情ア、イについてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは続いて、（9）エコスタイル（クールビズ）についてです。

岡田議会事務局議事係長 それでは、エコスタイル（クールビズ）について御説明します。本市では、5月1日から10月31日までをエコスタイル期間として、クールビズの取組を行っております。これは議会でも同様とされているところですが、慣例では、執行部における移動された方の挨拶がある議会の初日については、上着やネクタイ等を着用とされ、その後からクールビズとされております。このたびにおいても同様とされるか否かを御決定いただきたいと存じます。

宮本政志委員長 説明がございました。皆さん、御意見はございますか。これまでどおりでよろしいですかということね。いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）今は委員会のみですけど、服装の自由化をしていますね。これについては、今後どうやっていくかっていうのは議会運営委員会で結論を出していかないといけません。今後の議会運営委員会の中で結論を出していきますので、会派のほうでぜひ議論してください。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは続いて、付議事項2ですね。一般質問等に係る議員の対応に関する申入れについてです。これは説明員が来られますね。暫時休憩します。

---

午前10時58分 休憩

---

---

午前11時15分 再開

---

宮本政志委員長　それでは委員会を再開します。再開に当たって、先ほど暫時休憩に入るときに、少し私のほうでミスがございました。宣言がきちんと映像に入っていなかったような運営をしましたので、すみませんでした。途中で映像が切れたということで、少し不備がございました。今後は、休憩等に入るときにはしっかりとした運営をしていきます。それでは２点目、一般質問等に係る議員の内容に関する申入れについてです。辻村総務部長がいらっしゃっておられますので、御説明していただきたいんですが、その前に、局長、少し経緯をお聞きしたいです。これはどういう流れで、本日の議会運営委員会で扱うようになったかという経緯を簡明にお聞きします。

石田議会事務局長　この文書が出てきた経緯を申します。これまで一般質問等の運営等について執行部と協議をしてきたところでございます。そういう中でいろいろ問題点があるという話がございます、それを文書として提示していただくということで、このたびこの文書を提出していただきました。口頭のみではなく文書できちんとやり取りすることによって今後の改善等の対応もきちんとできるということで、文書で提出していただいております。

宮本政志委員長　局長、なぜ私がそれを聞くかという、これが藤田市長の名前で高松議長宛てに出されたということでしたら、議長の諮問機関である議会運営委員会がこれを取り扱ってどうこうとできるんだけど、これは事務局長宛てに総務部長から出されたものですよね。これを扱って、それでどうするのかという疑問が少しあったので、総務部長の御説明の前に経緯を聞いたんです。それについての見解はよろしいです。今から説明を受けて、それから皆さんのほうに諮っていきます。経緯は分かりました。では、この内容について、辻村総務部長から御説明をよろしくお願いいたします。

辻村総務部長 お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。昨年9月に議会で一般質問の改革をされた上で、その後、9月、12月、3月に一般質問をしている中で、こちらとしていろいろ疑義が出てきたというところです。その都度口頭で言うこともあろうかと思えますけども、今回は今まであった疑問やお願いしたいことなどを改めて文書で提出させていただきました。ただ、事務レベルでさせていただきたいということで、副市長とも相談はしておりますけども、私から事務局長宛てに出させていただきました。昨年の改革によって通告書もいろいろ改善していただいて、詳しく書くということでしたが、その後3回の議会の中で、やはり通告書についてまだ不明瞭なところもあると。また、聞き取りの時点で一般質問の中身をまだ決められていないような方も見受けられます。そのため、聞き取りをしてもなかなか回答をつくりづらいところがございます。そうすると回答自体もアバウトになってしまって、結局網羅するような形で執行部の発言が長くなるということもあります。一般質問の回答については、通告があつて、聞き取りをした後に回答案を作成して、市長協議をして、その後にまた修正してから当日を迎えるということになります。その回答案を作成する段階でまだ細かいところが見えない方もいらっしゃるの、そうなったときに、回答をつくっている途中で修正が入ったりとか、市長協議をした後に修正があつたりとかということがこれまでにありました。そうすると、我々もその都度回答をつくり直さなければいけなくなり、職員にかかる負担があるというところが見受けられたので、そういったところを含めて、下記のような項目で、事務局長宛てに、どうだろうかというものを列記させていただいたところです。質問の要旨を明確にされるというところでしたけども、中にはまだ聞き取り時点で質問が決まっておらず、不明瞭なところもありますし、聞き取りのときに不明瞭なので、その時点で一応聞き取りはしますけども、回答がなかなか作成できないというか、方針が出しきれないところがあります。また、当日に通告書を読み上げますけども、質問されるときにはいろいろお話ししながら質問されると思います。そこに知らない内容が入ってきて、併せて質問されると我々の回答と趣旨が

ずれていたり、質問に対しての回答が正確でないようなものになってしまったりすることが見受けられますので、こちらとしてはこういうところをどうにか改善していただけないだろうかということです。そして、議員が提出される資料ですが、この資料に基づいて質問を組み立てられ、資料に関する答えを求められるとなると、我々も知らないところで、前日ぐらいに資料が出てきますので、職員はそういったものにも精通しておくべきと言われればそこまでなんですけども、その部分でやっぱり分からないところが出てきたり、また、前日になってこれが出てきたりすると、職員はまたそれを調べ直すことなどが出てくるので、一般質問として組み入れられるのであれば早く提出してほしいと思います。参考資料として出される分については、時期は申し上げないです。そういったところをお願いできないかということです。また、一般質問とは違いますけども、予算審議などで予算と関わりない質問があり、その部分が予算に係るのかという疑義もあったりするということで、これも項目として挙げさせてもらって、議会としてどうかならないかということをし入れさせていただいたということでございます。

宮本政志委員長 ありがとうございます。辻村総務部長からこの申入れについての説明がございました。質問、御意見等はございますか。

伊場勇委員 御説明いただいたところではあったんですけど、まだ御説明いただいていないところがあると思うんです。例えば、「資料の提供は、ルールにのっとり依頼すること」とは、これを書いたのは何か理由があったからなのかどうか、その下の1、2、3について、ざっくり言われましたが、それぞれどういった状況があるのか。具体例を出してもいいですし、その辺についてももう少し詳しくお聞きしたいと思います。

辻村総務部長 一般質問通告書が提出された後から当日までの間に、質問を投げかけた部署に対してこういう資料が欲しいとか、こんな資料が出ないとか、他自治体ではどうなのか調べてくれないとか、そういった要

望をされる方がいらっしゃると聞いております。またその対応が出てきますので、職員としても負担が大きいのではないかとこのころです。あと、議案とは関係ないこと、例えば予算の中でも国の施策について意見されたことがありました。国の施策に絡めて話をされて、そういったところの議論を審議なり討論なりで言われても我々は何もできないところがありますので、そういったところは何か改善できませんかという意味で申入れをさせてもらいました。我々としては、昨年9月から簡潔に回答しようとはしているんですけども、12月、3月の本会議では、昔のように答弁が長くなってしまいました。我々としては、回答をできるだけ簡潔明瞭にしたいとは思っております。そういったところは職員に通知を出して、聞き取りのときを含めて答えは簡潔明瞭にさせていただこうということで、改めて行動したいとは思っております。

宮本政志委員長 辻村部長、最後の予算案議案の審議において云々について、これは本会議のことを言っているように感じるんだけど、主に本会議で感じたことですか。

辻村総務部長 そうですね。本会議において議場で質疑されたときに、予算に関わりないこと、例えば、人事について、人事院勧告の補正に関連して定員管理をされるなどの話をされると、予算とは直接関係ないというところがございます。そういった形で、離れているところの質問を——どこまで離れているのかというのは線引きが難しいんでしょうけども、どう改善できるかどうかというのを outsizing させていただいたところなんです。

宮本政志委員長 最後の部分については、部長がおっしゃるように本会議場でもたまたまそういったことはあったでしょうけど、本会議場での議案審議のときよりも、特に三つの常任委員会の議案審査の質疑で全く議案に関係ないことが飛び交っているんで、これはもう委員長の采配に問題があるという状況があります。これは本会議のときよりも委員会のときの問題のほうが大事だと思うところもあります。また、聞き取りのときに、

例えば2時間くらいの長時間にわたって担当課の職員を拘束しているなどがあります。議長は、改選後に何度も一般質問のことを言われています。通告書はしっかりと詳細に書きましよう。そういったことを改選後すぐから言われていて、何度も議会運営委員会で取り扱って周知してきました。しかし、相変わらず通告書には本当に何でも聞けるように抽象的にしか書かない議員もおります。聞き取りについても、聞き取りの中で時間をかけて、そこで一般質問をしていることについて気をつけなさいよと。これも改選後から何度も言っているけど、1時間も2時間もずっと聞き取りで時間をかけて、そこで一般質問を繰り返して職員を拘束している議員がいるでしょう。僕は見ましたよ。吉永議員は長かったよ。教育委員会はずらりと廊下まで並んで、「もう帰りなさい」と言ったんですよ。中島議員もそうですよ。ここにずらりと、会派室のドアを開けて、職員がいっぱい椅子を並べて、1時間も2時間も長時間の聞き取りをして、そこでもう一般質問みたいなことをしていると。私は、議員として、議会として、こういうところも非常に問題だと感じるんですよ。だから、総務部長がおっしゃる申入れは、無会派の議員にはまた私からも言いますが、会派、政党会派はしっかりこれを受け入れないといけないですね。皆さん、何か御意見はないですか。

伊場勇委員 この申入れについては、事務レベルで話していきたいということでしたが、これは市長の意向として受け止めていいですか。

辻村総務部長 今回の件については、市長に話をしています。申入れについては、市長にも分からないところがありますので、こういった形のものを出させていただくという報告をして、了解を得ております。

中岡英二副委員長 通告書とかけ離れた一般質問をしないという部分は分かるんですが、「一般質問の聞き取り後に質問の内容を変更しないこと」とは、具体的にどういうことですか。

辻村総務部長 議場で議長から声をかけていただいていますけれども、通告された質問をされずに他の内容を言われたことがありました。それも含めて通告された中身について、聞き取りの時点である程度聞いているんですけど、実際に質問されるときに我々が全然知らないデータなどをいろいろ付け加えて言われると、それについての回答ができないわけです。知っていればいいですけども、知らないところのいろいろな情報を出されると、我々はそれについては答えられないので、通告書の文面に対する答えはできますけども、実際にしゃべられた言葉に対しての答えになっていたかどうかと言ったら疑義が出てくるので、その辺は何とかなりませんかというところですよ。

宮本政志委員長 議員の一般質問に対して、もちろん正確に詳細をきちんと答弁したいけど、突発的に揚げ足を取るようなことを言われても困るということで受け止めました。そこは分からないことはないですね。

辻村総務部長 揚げ足ではないんですけど、知らない部分を質問として含められると、その部分が的確に答えられないことがあるということでございます。

高松秀樹議長 中岡副委員長の質問を聞いていて疑問に思ったことがあります。せっかく部長が来られているのでお聞きしたいんですけど、執行機関は再質問まで聞き取っていらっしゃるんですか。

辻村総務部長 中にはそういったパターンもあったと聞いております。一般質問の聞き取りのときには、いろいろな質問の趣旨を聞くために、「どうですか」と聞いたり、現状についての回答をしたり、そういったところの情報は聞きながら進めるというところがございます。中には再質問は何を考えていらっしゃるんですかということを知っている職員もいたと聞いておりますので、その辺は変えていかなければいけないと思います。

高松秀樹議長 最後の変えていかなければいけないかなと思われているところについてです。やっぱり市民からは「学芸会になっているんじゃないんですか」と。再質問を聞き取りのときに聞き取って、本番での質問が聞き取りのときと違うというニュアンスで聞こえたんですよ。我々はあくまでも通告書に沿って質問していると。その答弁に合点がいかないときなど、いろいろな点があるときに再質問すると。本市議会の議員は——どこの議会もそうなんですけど、再質問をセットでやっているような気がしています。執行機関が聞き取りのときに再質問は何ですかと恐らく聞いておられると思うんですよ。僕は4年間一般質問をしてないので、今のことは分かりませんが、そういう状態が若干異常な状態だと思うんです。そこで総務部長に聞きたいのは、執行機関が言う「聞き取り」とは一体何なのか。つまり、聞き取りの意義をどう考えていらっしゃるのかをお聞きしたい。

辻村総務部長 先ほど言いましたように、質問に的確に回答する上での趣旨です。質問からは見えないところに趣旨があれば、その辺も含めて回答したいということで聞き取りをさせていただくと。質問の中身を深めて聞かせていただくというところがございますので、そういったところを聞き取りさせていただきたいと考えております。

高松秀樹議長 議長からの要望です。今のお話では、通告書に沿った回答をきちんと出したために聞き取りをしているということなので、あくまでもそこにとどめていただきたい。つまり、執行機関から「再質問は何をされますか」などという話を聞かないでいただきたいです。そこは僕の勘違いかもしれませんが、どういうふうにお考えかをお伺いしました。

辻村総務部長 「再質問はどうですか」という確認をするというところは、そこまでをしないというのであれば、その辺を通知したいと思います。ですが、質問について、例えば、「現状を聞く」という質問あります。これまでの経緯はどうですかという質問が第1問にくると。来たときに

は、それでそこでとどめろと言われればそれまでですけども、必ず再質問を想定されるような質問が来ることもございますので、そういったところを含めて当然「じゃあ、次、どうなんですか」って話で聞いているのかなという気はしております。その辺を含めて、ただ、議長がおっしゃいましたように、再質問はあくまでも聞く回答の中での再質問であるというところからすれば、そこまで聞くというのはいかななものかなと思いますので、こちらとしてもその辺は改めるようにしたいと思います。

高松秀樹議長 聞き取りは議員個人がやっています。私もずっと入っていないんですけど、どういう形で行われているのかなとずっと思っていました。議会としては実は知らない部分なんですよ。先ほど宮本委員長が少し辛辣な表現をされていましたが、執行機関から考えて、やはりこういう聞き取りをやめてほしいということをしっかり言ってもらいたいんです。それを我々の中で、「そのとおり」、「いや、それは違う」と協議して、一定のルールを確認してまいりたいと思いますので、聞き取りの際に議会側に「これはどうなのか」ということがあれば、この場でおっしゃっていただきたいと思います。

辻村総務部長 私たちが疑問に思っているところは先ほどお話しさせていただきましたので、このほかに何かあるかと言ったら、今はないと思っています。ですので、これが今の要望です。

宮本政志委員長 総務部長、長時間の拘束は大丈夫ということですか。

辻村総務部長 長時間ということについて、聞き取りに行く者に聞いていますけれども、それぞれ聞き取りについては納得していて、それを長いとは思っていないというところもあります。ただ、トータルでは長いんですよ。昔は長かったのかもしれないですけども、最近はいろいろな質問をされるので、いろいろな部署が集まりますから、トータルは長いですけども、個別ではそこまでではないという意見を聞いています。今回の要

望には入っていないんですけど、トータルとしては長いところはありません。

宮本政志委員長 部長が先ほどおっしゃった中で、そのとおりだと思うことがありました。これは矢田議員が多いかな。通告書を読まずにだらだら（令和7年6月18日「だらだら」を取り消す旨の発言有り）と違うところを質問して、議長から「通告書に沿って質問してください」と言われるケースを何回も見ました。私は、先日、議員個人の受け止め方もあると言いましたし、それから、先ほど、聞き取りも長時間でどうこうと言ったけど、執行部側も議員から多くの質問を聞いたら、答弁が想定できるから楽ですよ。そこも担当課にはあると思います。議員も議員で何を聞くか手のうちを全部明かして、出来レースみたいな答弁になっていて、全然尋ねたことと回答が違うのに、次に行きます、次に行きますと。何かドラマのシナリオのようなものがもう全部できているからですよ。だから、やっぱり執行部は聞き取りの際にはさっき議長が言われた点も含めて気をつけないといけないと思うけど、議員も相当気をつけないといけないですよ。

伊場勇委員 一般質問の当日に議員が提出する資料についてです。「聞き取り前に提出すること」と、結構強めの主張が出たなと思っています。通告書を出してから一般質問当日までには2週間ぐらい間があって、議員はいろいろ構成を考えて、この資料があったほうが市民にも分かりやすいということがあろうかと思うんです。現在は前日の正午までに議長に提出するという決まりですよ。執行部は、例えばその3日前とか4日前とかに提出されれば調整できるなどいろいろ考えますね。前日では確かにきついと思うんです。夜まで残ってまた調べなければいけないかもしれない。けど、通告書を提出するときに全てを出すのはなかなか難しいと思います。例えばですけど、最低でも何日前までに提出してほしいというお考えなのか、教えてください。

辻村総務部長 先ほど回答をつくる流れを示しましたけども、市長決裁を取る、つまり市長協議をするんです。本来はその時点で回答が決まって、その後市長の指摘で修正があれば行いますけども、基本的にその時点で回答が決まります。先ほど言いましたように、通告されて聞き取りが終わった時点で回答をつくり始めて、大体3日以内ぐらいで回答を確定させなくてはならない。そして、市長と協議するので、伊場議員が言われたようなところでというのはなかなか厳しいかなというところで、これはお願いします。我々としても、その項目は絶対とは思わないんですけども、それに絡めて質問されるとなかなか的確な回答をしにくいというところがあったので一応書きました。議員のおっしゃられるところも分かりますので、そこについては議会の判断だと思っています。

高松秀樹議長 部長に質問です。「一般質問の聞き取り時に質問の意図などを明確にしておくこと」と書いていますが、これを逆に読むと、一般質問の聞き取り時に質問の意図が明確でない議員がいるということだと思えます。そういうことですか。

辻村総務部長 おっしゃるとおりです。聞き取りの時点で、まだ中身を決めていないという旨の発言があったと聞いております。

高松秀樹議長 「一般質問の聞き取り後に質問の内容を変更しないこと」とありますが、これは通告書の話ですか、それとも、それ以外のことですか。

辻村総務部長 通告されて聞き取った上で回答をつくるんですけども、そこにない質問が入ってきたり、質問されるときに通告にない資料などを組み込まれたりすると、それに対する回答ができないことがあります。できるだけ丁寧に回答したいと思いますので、それはちょっと厳しいかなと思います。通告書と違う質問をされることがありましたので、その辺は改善できないかと思っています。

高松秀樹議長 若干、ニュアンスが違うんですよ。恐らくそれは再質問を聞き取ったときの話でしょう。恐らく再質問を聞き取っているんですよ。それでこういう再質問をすと言っていたのに、違う再質問に切り替わったという場面があると。それは想像でしかないんですけど。今の場合、議長の議事整理権にも関わることなので、気がつけばそこは注意して発言を撤回させるなどをしていますし、最近では執行機関も「それは通告外です」と言う職員がいるじゃないですか。それははっきり言われて結構だと思いますよ。そういう形で措置するしかない。ただ、再質問を聞き取ったのが違うというのは、我々は承知しないことなので、再質問を聞き取らないようにしたほうがいいと思いますよ。

辻村総務部長 過去のことになりますが、私もそういう経験があります。質問の意図が付け加えられて、回答がずれてしまうかもしれないと思いながら回答したことがございますので、その辺のことと認識しています。再質問までを想定したかどうかという、そこまではしていません。

大井淳一郎委員 問題なのは、例えば、Aということだけを通告するならAだけを聞けばいいのに、そこにBとかCとかを入れることだと思うんです。BとかCとかの答弁書はつくってないですからね。やはり議員側は、BとかCとかを聞きたいのであれば、もちろんAに関連することが前提ですけど、再質問の中でBとかCとかを聞いていくことによって、質問などもあるから多分そういう意図も含まれていると思います。ですから、基本的にこれは議員側の問題だということですね。

宮本政志委員長 議会側の問題ですね。「議案と全く関係ない質疑を行わないこと」。これを読んだときに僕が思ったのは、前回、反対討論のときに共産党がレーダーのことを言ったでしょう。議案には全く出ていないし、予算とも全く関係ないよね。あれは国の施策だから。それを議案の反対討論の中に入れると言ったら、阪神ファンが巨人のことを言っているのかという話になるんですよ。ああいう反対討論の場では皆が見る

ことができる原稿などはないので、議員が自分の原稿を読んでいる最中、議長は「あっ」と思ったときにはもう間に合わないわけです。だから、議長の議事整理権でそれを止めることもできないですよ。下から2番目はそういったところも言いたかったのかなと受け取りました。あんなことを反対討論に入れるのは絶対だめです。その辺りも含めて、大井委員がおっしゃることもそうで、やっぱり我々議員も相当気をつけていかないといけないです。何でもありで、揚げ足を取るという言葉は悪いかもしれないけど、知らないようなこと、答えられないようなことをわざと聞いたり、一般質問の意図というか、何のための一般質問か、全く関係ないことに結びつけていたりするときもあれば、何を聞いているか分からないのもあります。やっぱり議員のこの一般質問の質の向上というのを議長は改選後からずっと言われているし、我々は研修も受けています。その辺りは各会派で持ち帰ってもらって、しっかりもう1回この申入れの趣旨を盛り込んで一般質問に反映させるべきところじゃないかと思います。ほかにございますか。笹木委員、大丈夫ですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

伊場勇委員 八つの事項について申し入れていただきましたが、下の三つは議長の議事整理権に関するものだと思うんです。そこを要望される場合は、総務部長じゃなくて市長からぜひ頂きたい。高松議長はしっかり議事整理されていると思うんですが、もちろん100%完璧じゃないところもあるかもしれません。ただ、それについては市長から頂きたいと思います。いかがですか。

宮本政志委員長 ちょっと待って、伊場委員。市長から議長に対して頂きたいというのは、私も少し言いにくいところなんです。議長が自分に対して、こういった点に関しては藤田市長から頂けるかということと言われるのはいいと思うけど。（「私はそう思うということです」と発言する者あり）そういう意見ね。

伊場勇委員 意見です。

宮本政志委員長 意見だから、回答を求めてどうこうというのはどうでしょうか。

伊場勇委員 私の意見でございます。

宮本政志委員長 議長がおっしゃるならいいんですけどね。ほかに何かございますか。

大井淳一郎委員 資料恵与の手続を取るとどうしても1週間かかってしまうので、個人的に取ったという経緯が多分あると思います。1週間というのは、短縮は難しいですか。甲決裁まで要るんですか。その辺りの事情を教えてください。

辻村総務部長 これは甲決裁ですので、時間はかかります。1週間といっても土曜日、日曜日がありますから結局5日間しかないという中で、資料によっては手持ちですぐ出せるのもありますけれども、それ以外もありますので、1週間というスパンの中で決めさせていただきたいと思います。

宮本政志委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）辻村部長、先ほど議長は、通告外の質問があれば執行部側からももっと言ってもらってよう旨をおっしゃられました。反問権などもしっかり理解していただいた上で質問者に言っていただければと思います。そのほかにも何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、辻村総務部長、ありがとうございました。この申入れに関しては、どのように扱いましょう。皆さんの御意見をお聞きしたいんですが、御意見はございますか。今の申入れについても、それ以外のことについても、一般質問そのものの在り方について、議会運営委員会で議論して少し深めていかないとなかなか難しいようにも思いますので、しっかり議会運営委員会でもんでいき

ましようね（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、3番目、全員協議会の開催日時の確認についてです。岡田係長、説明をお願いします。

岡田議会事務局議事係長 5月23日金曜日午前9時から全員協議会を開催したいと考えておりますので、その場で議運決定事項の報告をお願いしたいと存じます。

宮本政志委員長 本会議初日の全員協議会は9時半からが多いですけど、今回は決定事項の報告が多くございますので、9時からということです。各会派内で気をつけていただくようお伝えください。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、4番目のその他に入ります。先日、陳情書の回答案を私が事務局と整理してと申しましたが、視察の関係について回答案をつくるのに、もう少し深い議論、つまり陳情書の趣旨や願意を踏まえた議論が少し抜けておりました。ですから、その辺りをもう少し会派に持ち帰っていただいて、今後の議会運営委員会の中で議論していただこうと思っています。それを基に回答案をつくりますので、各会派でしっかり議論をして、次回か次々回か分かりませんが、議会運営委員会の中で議論していきたいので、お願いします。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

宮本政志委員長 笹木委員、大井委員、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）委員の皆さん、そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

高松秀樹議長 議員に配付しているタブレットの件です。リース契約の期間が3年になっています。来年で3年を迎えるということで、この取扱いについて議会運営委員会の中で協議していただきたいと思います。

宮本政志委員長 分かりました。タブレットのリースについて、事務局から分

かりやすく説明をお願いします。

山田議会事務局庶務調査係長 現在使われているタブレット端末は、先ほど議長が言われましたとおり、令和5年5月1日から令和8年4月30日までの3年間が契約期間となっております。令和8年5月以降の方向性として、現在使っているタブレット端末を再リースするとか、新しくタブレット端末を更新するとかが考えられると思っております。再リースについて事業者に話を聞いてみましたところ、令和8年5月から令和9年4月末までの1年間は再リースができるということでした。また、再リースした場合には、現在支払っている端末のレンタル料よりはかなり安価になると聞いております。

宮本政志委員長 山田係長から説明がございましたけど、何かございますか。

笹木慶之委員 先ほど事務局からその提案がありましたけど、ひとつその辺りは議長に一任して、一緒に協議してもらって方向性を決めてもらえばいいと思いますが、どうでしょうか。

宮本政志委員長 今、笹木委員から、議長と事務局に一任したほうがよいということですが。リース関係は確かに複雑ですね。だから、なかなか議会運営委員会で扱ってどうこうというのは難しいと。笹木委員の言うとおりにかな。皆さん、どうですか。議長と事務局にタブレットの再リース等は一任でよろしいですか。

伊場勇委員 意見です。3年過ぎた後の1年間は再リースとしても、その後のことは考えないといけないし、例えば、リース契約であれば、何年後かには買取りがあるなどもあるでしょうし、取り扱っているところが複数ある場合にはいろいろ選定するべきでしょう。もちろんお金がかかることなので、安価なのはいいんですけど、その後も考えていく必要があると思います。

宮本政志委員長 伊場委員、議長と事務局にタブレットの件を一任すること自体はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

高松秀樹議長 恐らく笹木委員が言われた一任というのは、今後の方向性をどうしていくのかということなので、例えば機種を何にするとか、メーカーを何にするとかの話は別問題ですね。事務局とはその方向性だけを協議したいと思いますので、よろしくお願いします。

宮本政志委員長 そのほか、事務局は特になかったですね。（うなづく者あり）議長はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

午前 11 時 56 分 散会

---

令和 7 年（2025 年）5 月 19 日

議会運営委員長 宮 本 政 志